広報 第７号
町のすがた
（10月１日現在）

人口	男	3,541人
	女	3,886人
	計	7,427人
世帯数		1,559

三島町だより

発行　昭和43年10月15日
新潟県三島郡
三島町役場
TEL 脇野町局
（代）３４０
（夜）１
印刷　北越印刷株式会社
長岡市福住１丁目
TEL (3) 0306

農免道路舗装なる

地域住民の熱意とねがい

みちがえる逆谷線

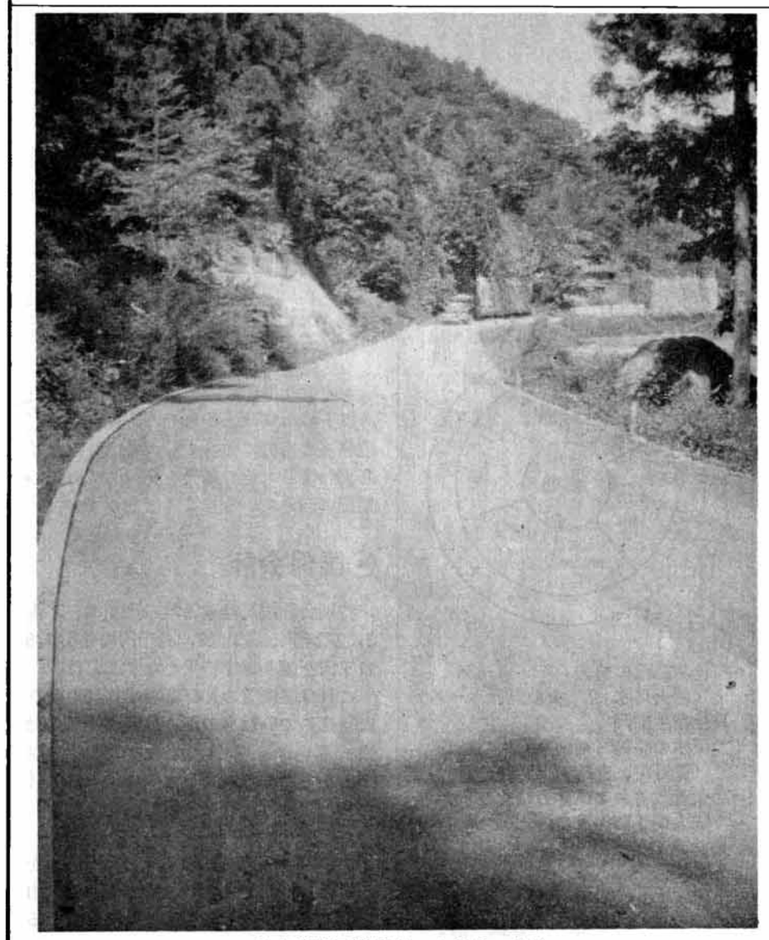

みちがえる逆谷線、上条入口より

町道で初めてのアスファルト舗装道路がこのほど完成し関係住民から喜ばれている。

この道路は「農林漁業用揮発油税財源身替農道」という非常に長い名前の道路で、通称「農免道路」といわれています。

昭和四十一年度より施工し三ケ年の継続事業として株式会社福田組の請負で進められ完成するにいたったものであります。

道路は起点を大字上条（県道長岡～出雲崎線）より逆谷部落入口まで、延長一・二九五メートル、幅員五・五メートルの路面を有し、工事総額は二一、三三九千円、内訳は国、県の補助金七十五％、一六、〇〇四千円、地元負担金は補助残額の、十五％、八〇二千円、町費負担は四、五三三千円となっており、交通量の増大等も考慮され、事故防止のカーブミラーも設置され地域住民の協力熱意がここにみのったわけです。

九月定例町議会

昭和四二年度決算認定

土地改良事業費など補正

九月定例町議会は二十五日より八日間の日程で、役場議場で開かれ討議された議案は八件で次のとおりでありました。

● 町村人事事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について

● 土地改良事業の施行について

蓮花寺地内の中沢、気比宮地内の船沢の二地区で、県費補助事業の農道整備を行い、営農合理化を図るためのもの。

● 国民健康保険条例の一部改正について

保険料の算定をする際の端数計算の方法を改正し、事務能率を向上するためのもの。

● 昭和四三年度一般会計補正予算について

一般会計の補正予算で、一、六二〇千円を減額補正し、予算総額二二八、六三二千円とするもので、主なるものは次のとおりです。

農民センター（長岡市に建設）負担金二〇〇千円、防火用水新設等八四〇千円、土地改良事業費一、一七一千円であります。

その財源は自動車取得税交付金その他県支出金、寄附金があてられる。

● 教育委員会委員任命について

九月三〇日任期満了となる山田修英氏及び山田芳助氏の後任に井上尚氏及び中村角八氏を選任するもの。

● 昭和四二年度一般会計歳入歳出決算認定について

現在の運用部資金は約八兆円、このうち郵便貯金が四兆三千億円をしめています。

このようにして、あなたの郵便貯金は、あなたの町の学校や道路、橋、住宅等の建設に、大きな働きをしています。

郵便局では、十月中を明るい窓口づくりの強調月間にしています。

係員の態度、ことばづかいなどにご意見をおよせください。

● 昭和四二年度水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

一般会計外二特別会計の決算認定については、監査委員の決算審査意見書及び町長の主要施策の成果説明書を添付して認定に付され、一般会計及国保会計は共に剰余金を生じたが、水道会計では昭和四三年度より企業会計となったため三月三一日打切決算となり、七、〇二七円の赤字決算となった。（細部次頁の項をごらんください）以上のとおりそれぞれ議決、認定されました。

また、町政に対する一般質問では、八議員が質問された。主たるものは、与板～関原線の改良工事進捗状況と今後の見透し、町道整備の促進。

また、土地改良事業、町職員の職責等について質問がなされ、町長答弁と関係課長の補足答弁がなされた。

住民窓口相談室

祖父名義の土地相続で中間者を抜いた相続登記について

問　私の家で管理している山林の大半は、祖父名義のままになっていることが判りましたので、この際、祖父の名義から亡父を省略して、祖父から直接私の名義に移す中間省略の登記はできませんか。

答　まず第一におじいさん名義の土地の権利関係から申しますと、おじいさんが死亡された時期、お父さんの死亡された時期によって多少の違いがでてきます。

それは昭和二一年一一月三日に今の憲法が公布されて六ヵ月後である二二年五月三日、つまり憲法が発効した日以後は、前の民法が効力を失ない、したがって長男が単独で家の財産全部を相続するという、いわゆる家督相続の制度がなくなって、共同相続の制度に切り変わったからです。

したがっておじいさん、お父さんともに二二年五月二日までに死亡された場合なら、あなたが当然家督相続されているはずですから、たとい名義がおじいさん名義になっていても、あなたの所有として処分できるわけです。

もしおじいさんが二二年五月二日以前の死亡で、お父さんがそれ以後の死亡ということになりますと、おばあさんは家督相続として権利者になったわけですが、しかしあなたのお母さん、お二二年五月三日以後ということになりますと、おばあさん、伯叔父母なども相続人になってきますから、権利者が非常に多くなってしまうわけです。

もしあなたが所有者として土地を管理していることについて、今まで全く問題とされずに一〇年以上もたっているとすれば時効の問題が起きてきますが、この点は一応除外しておきます。

以上土地家屋の法律知識により転載しお答えに替えます。

もしおじいさんの死亡がまだあなたの権利にはなりません。

実際には戸籍謄本をつけることになるわけですが、「相続を証する書面」か「身分を証する書面」をつけなければなりません。

父―本人、という関係が明らかにされるので、登記官吏の形式審査の範囲にはいりますから、中間を抜くというわけにいきません。

しかし一通の申請で祖父―父―本人という手続きをすることはできますから、戸籍謄本や除籍謄本をそろえてから司法書士に相談して下さい。

明るい出稼ぎは

長岡職業安定所

本年も出稼ぎの時期となりなにかとご多忙のことと思います、出稼ぎについて毎年社会的な諸問題があり賃金の不払や、蒸発等の問題が新聞やテレビなどで報道されています。

長岡職業安定所管内でも昨年出稼者の中で賃金不払が一件あり、当事者は大きな被害を受けたわけですが、これらのケースは縁故就職による者の中に多くみられますので、次のことがらに十分注意され、本年も無事故の明るい出稼ぎをしてください。

(1)出稼ぎ登録を済ませてから出労してください。（長岡安定所または役場内出稼相談所）

(2)出稼労働者手帳の交付を受けてから出労してください。（この手帳持参者は国の出稼援護対策の恩恵を受けることができるほか、職場で安心して働けるためのものですので是非交付を受けてください、交付は安定所または役場内出稼相談所）

(3)出稼求人は安定所に多数申込まれておりますので是非安定所を利用して出稼ぎされるよう、おすすめします、（役場にも求人一覧表がありますので利用してください）。なお縁故で出稼ぎされる場合には、求人の条件、会社の内容などをよく聞き、できるだけ文書で確認するとともに、グループで就労されるようにしてください。

あなたの郵便貯金が働いています

脇野町郵便局

郵便局では一〇月一日から三一日まで「住みよい郷土をつくる郵便貯金奨励運動」を行なっています。

この運動は郵便貯金が明るい豊かな家庭づくりに、役立っています。貯金に預けられた、お金は国の財政投融資資金となり、公営住宅の建設、生活環境施設の整備、中小企業の近代化、文化施設の拡充、道路、鉄道、港湾などの充実に役立てるため、政府の資金運用部を通じて県や市町村、公団、公庫、公社などに貸し出されています。

現在の運用部資金は約八兆円、このうち郵便貯金が四兆三千億円をしめています。

このようにして、あなたの郵便貯金は、あなたの町の学校や道路、橋、住宅等の建設に、大きな働きをしています。

郵便局では、十月中を明るい窓口づくりの強調月間にしています。

係員の態度、ことばづかいなどにご意見をおよせください。

簡単で便利なミニレター

ミニレターは便せん、封筒、切手を一枚で兼ねていて、のりしろをはり合せるだけで郵便として出せることです。しかも必要があれば全作の重さが十グラム以内ならば、請求書や名刺判の写真一枚くらいは封入できます、ハガキの約三倍は書けます、ご旅行のお供に、ご家庭の常備にご利用下さい一枚十五円で郵便局、売さばき所にあります。

みち上の枝を伐採して

道路に立木の枝がでており、道路の管理や交通に大きな障害となっていますので、おたがいに安全通行ができるよう、皆んなで自発的に伐採されるよう協力してください。

農産物の品評、即売会

農産物の生産技術と品質の向上をはかるとともに、消費者の皆様に、良くて新鮮な物を買っていただくために、農産物の品評会、即売会を十一月三日に、町と農業協同組合および森林組合の共催で開催いたします。具体的のことは決定次第にお知せします。

農家の方は、平素の技術の成果をできるだけ多く出品下さるように、消費者の方は、ご観覧の上お買い求め願います。

一〇・一一月衛生行事

月日	種目	対象	ところ	とき
10・15	成人病第二次検診	T2～S8生 精検者	七日市公民館	9・0～15・0
10・16	同右	同右	同右	9・0～15・0
10・17	同右	同右	役場	9・0～15・0
10・18	同右	同右	同右	9・0～15・0
10・24	乳児検診	生後三ヵ月一年未満	同右	13・0～15・0
10・24	家族計画	一般	同右	13・0～15・0
11・7	母親学級	妊婦	同右	9・0～11・30
11・7	妊婦検診	一般	同右	13・0～15・0

森林法が改正されました

中部森林組合

森林法の改正により、森林施業計画制度が昭和四三年七月二五日から施行、実施されることになりました制度新設の背景は、最近の林業をとりまく諸情勢は大きく変り、木材の需要の増大と需要構造の変化に対し、国内の生産体制は必ずしも十分でなく、労働力不足等に起因して、伐採、造林等の林業生産活動が停滞し、外材の輸入が増大するなど著しくきびしさを加えております。

このような情勢に対処して、先に林業基本法が制定されてから、その趣旨に沿って各種施策の拡充が図られてきました。

森林施業の面においても森林所有者の自発的意志に基づき地域森林計画に従って、合理的かつ計画的な森林施業を推進する必要があります。

このため森林所有者による、森林施業に関する計画の作成を促進するとともにその奥行を確保するため公的にその計画を認定する制度を従来からの森林計画制度に加えて、新たに設けられたものです。

森林施業計画の概要として、計画作成者は森林所有者でありますが、森林組合に作成を依頼することもできます。また県の林業改良普及員に技術指導を願うこともできます。

計画は長期方針に基づく五年間の計画であって、森林の現況、伐採計画、造林計画からなっています。

森林所有者は作成した森林計画について、知事の認定を求め、知事はその計画が森林の保護および森林生産力の増進を図るための樹種、または林相の改良、その他森林施業の合理化に関する基準に適合し、地域森林計画の内容に照らして、適当であるときはその計画が認定される。

造林用苗木申込みと造林補助金申請

中部森林組合

明治百年記念造林計画はおすみになりましたか、森林組合では、苗木の配分を十月下旬から十一月上旬に予定し、造林用苗木の申込みをとりまとめ中です、ご希望の方は至急申込んでください。（電話三五五番）

また造林補助金の申請については、二百本以上植林される方が対象となりますので、次のことを書いて組合に提出してください。

●字名、地番、面積、樹種、本数。

●植林の場所が雑木の跡か、荒地か、杉や松等の伐採した跡地かの区別を必ず書いてください。

●用紙は何紙でもよい。

●植樹二百本以下のときは、補助金の対象になりませんので、隣組で二百本以上となるようにされる事が得策です。

●補助金は再造林、造林、階段造林と現地検査の結果補助金が決められますが、反当り平均三千円程度の額が交付されます。

住民の声

道路の問題に寄せて

吉崎　小林義栄

いま吉崎の住民が一番関心を寄せているのは、おそらく道路問題でしょう。みんながどうなるのかと、かたづをのんで成りゆきを見ています。

十有余年の歳月、まち望んだ現道拡幅が大詰めを迎え、成否の瀬戸際にあるからです。

隣の与板町では都市計画が進行しています、槇原では巾広い県道ができました、鳥越の町道は生れ変わろうとしています、七日市では大型車の交換に事欠きません。

こうしたなかで陽の当ら路の良くなることは町の発ぬままの道路があるなら、政治の恩恵が何故平等でないのか、同じ地域でなぜ格差がつくのか、住民は多くの疑問を持ちます。

道路は利用する地域全体のもののためにあります。それが拡幅の運動になると関係部落の部落問題に置き換えられて居ります。言うまでもないことですが、道路の良くなることは町の発展につながることで、道路のことは町行政の基本を占める問題かと思います。

私達住民は町が県と言う「かくれみの」の中に入っているのでないかと、多分に思って居ります。

現道をどうするのか、住民の要望と県の方針の間で一貫した町の対策が示されていないからではありませんか。

町の発展を願い地域住民の幸せを願う立場からの、理非をわきまえた説明を、住民は何より欲して居ります。

ビジョン作りの総合開発を唱えても、現実の問題に対する有効な解決がないようなことでは、空論に終るおそれもあります。

町執行部や町議会が、そうした観点からの役割りを果して下さるよう希望する次第です。

私達はそれで、町や議会の存在を、いやが上にも認めたいと思います。

（九月十九日記）

明治百年頌歌

のぞみあらたに

滝田常晴　作詞
サトウ・ハチロウ／勝永夫　補作
外山雄三　作曲

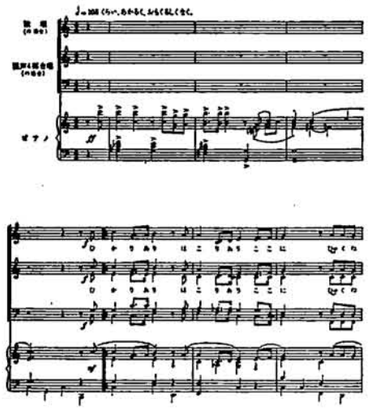

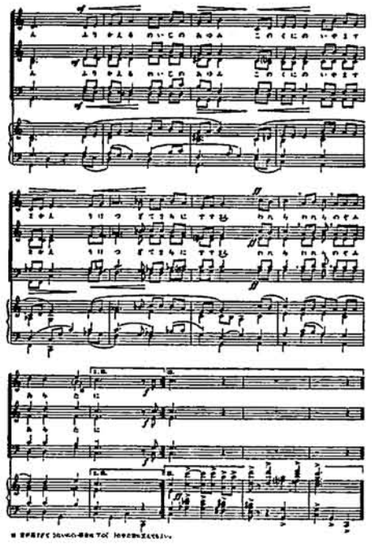

明治百年　頌歌

のぞみあらたに

1 光あり　誇りあり　ここに百年
ふりかえる　明治のあゆみ
このくにの　いやます栄え
うけつぎて　さらに進まん
われらわれら　のぞみあらたに——

2 響きあり　応えあり　ここに百年
たくましき　明治の力
たたえつつ　試練をかさね
大いなる　道を拓かん
われらわれら　つねに励みて——

3 稔りあり　泉あり　ここに百年
豊かなる　明治のこころ
ことほぎて　香りをうつし
よろこびを　ともにうたわん
われらわれら　空を仰ぎて——

昭和42年度の三島町の決算が、９月定例町議会で10月１に認定されました。決算の概要は次のとおりです。

昭和42年度 決算概要

◉一般会計決算のあらまし

昭和42年度の一般会計は、当初 130,381千円の規模でしたが、その後５回の補正により最終予算は 166,854 千円となりました。

これに対し決算額は、才入 177,168 千円、才出 158,712 千円で才入才出差引額 18,456千円を昭和43年度に繰り越すことになりました。

このように相当多額の剰余金を生じた理由は、43年度に計画している町民体育館の建設に備えて、極力経費の節減につとめ、健全財政を保つため財源の保留に意を注いだためであります。

◉歳　入

42年度の才入は予算に対して10,314千円の収入増となりましたが、この主なものは町税 956 千円、地方交付税5,768 千円、国庫支出金 2,379千円などであります。

町税は前年度に比べて15%伸びましたが、中でも町民税・固定資産税・たばこ消費税は20%以上伸びております。この原因として町民税は住民の所得の増加、固定資産税は石油開発公団の償却資産の増（約2,600千円）、またたばこ消費税は税率の上昇（42年３月分より税率が$\frac{15}{100}$から$\frac{18.1}{100}$となる）があげられます。

地方交付税では普通分54,030千円、特別分8,198 千円で合計 62,228千円収入されましたが、特別分が予算超過となりこの超過額は43年度で実施している体育館建設資金の一部に振り向けられております。

その他の収入で本年度の特別のものとしては、国庫支出金の中で耕地及び農道の災害復旧国庫負担金 5,101 千円、耕地の干ばつ応急対策国庫負担金 813 千円、また町債（町の長期借入金）では、町道の整備のため 8,600 千円、災害復旧のため2,400 千円 を借り入れたものなどがあります。

昭和42年度一般会計決算
（構　成　比）

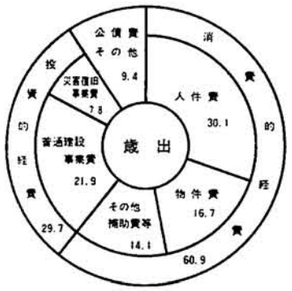

◉歳　出

昭和42年度で執行された主な事業は次のとおりです。

(1) **総務企画部門**
- イ　日吉支所の改築　1,231千円
- ロ　脇野町バス停公衆便所　195
- ハ　自転車置場（日吉駅他２）403
- ニ　消防施設の整備　1,636
  （防火用水２　火の見、ホース）

(2) **民生衛生部門**
- イ　下水の整備（補助金）　373
  （脇野町、吉崎、上岩井、宮沢）
- ロ　栄養改善および体力づくり事業
- ハ　成人病予防対策の強化

(3) **農林商工部門**
- イ　土地改良事業　1,765
- ロ　稲作増収実践集団（新保）　80
- ハ　林産物集荷所　（補助）　749
- ニ　街路灯　（半額補助）　550

(4) **土木部門**
- イ　県道の整備　（負担金）　4,755
  舗装工事　鳥越、上岩井、上条気比宮地内
  道路改良工事　鳥越、上岩井、大野地内
  凍雪害防止工事　中永、瓜生、七日市地内
- ロ　農免道路布設（負担金）　2,250
  県営３ケ年計画で上条逆谷間
- ハ　町道の整備　13,580
  蓮花寺線、鳥越東線、気藤線の３線を改良（県貸付金 8,600千円）
- ニ　払川、樽井川の改修　1,466

(5) **教育部門**
- イ　三島中学校調理室　3,321
- ロ　視聴覚教育教材　973
- ハ　三島中学校体育用具　400
  脇野町小学校運動施設　500
- ニ　文化財収蔵庫建設助成　500

以上の事業は、それぞれ町民各位のご理解とご協力によって計画どおり完了し、いずれもその効果を発揮して町民の期待に応えているところであります。

昭和42年度一般会計決算

歳入		歳出	
1. 町税	53,093	1 議会費	7,445
2. 臨時地方財政交付金	565	2. 総務費	32,674
3. 地方交付税	62,228	3. 民生費	10,004
4. 分担金及び負担金	3,311	4. 衛生費	12,017
5. 使用料及び手数料	1,241	5. 農林水産業費	12,015
6. 国庫支出金	11,533	6. 商工費	7,004
7. 県支出金	3,442	7. 土木費	28,200
8. 財産収入	1,126	8. 消防費	6,185
9. 寄附金	1,746	9. 教育費	24,116
10. 繰越金	16,218	10. 災害復旧費	14,215
11. 諸収入	6,765	11. 公債費	4,837
12. 町債	15,900	12. 諸支出金	0
合計	177,168	合計	158,712

単位　千円

歳入歳出差引残額　18,456千円

◉国保会計

特別会計国民健康保険の決算は、才入 39,272千円、才出 37,461千円で差引1,811千円を繰り越す結果となりました。

これは医療費の伸び率を当初10%余りに見込んでいたものが、健康づくりの効果、幸いにも 7.2 % と県平均の半分以下であったことによるもので、一般会計からの繰り入れをせず繰越金を生じました。

しかし、今後の運営はきわめて楽観をゆるさない状態であり、国庫補助の大巾な引上げを要求し、合理的な運営を図るべきと考えます。

◉水道会計

特別会計水道事業は、昭和43年度より公営企業法の適用を受けることになったため、３月31日現在で未収金、未払金を残したまま打切決算されましたので７千円の赤字を生じました。

昭和41年度から２ケ年計画で実施した貯水池工事は９月に竣工いたしましたので、その後は最需要期にも断水せず給水しておりますが、設備投資に多額の経費を投入しているため給水原価は非常に高くなっており、財政運営に困難をきたしている現状でありますので、未加入世帯の加入促進を図るとともに、今後の運営について町民各位のご協力をお願いいたします。